

教育「臨調」と解放教育

鈴木 木 祥 蔵

一、教育は「無償」でなければならない

教育「臨調」つまり「臨時教育審議会」がいま議会で審議中であり、既にご承知のように衆議院を通り参議院に審議が移りつつあります。この法案は解放教育の運動の立場に立って考えてみるとはっきりとその危険性が見えてきますので、その観点からお話し申し上げたいと思います。

解放教育が進めてきた、第一の、重要な闘いの中心は、「教育無償化の闘い」です。無償でなければ、「社会権としての教育権」が奪われてしまう者が当然出てくるからです。「金を徴収し、応分の教育を与える」という考え方は、明治五年の「学制発布」のときに出された「仰出され書」の中に既にあります。つまり「受益者負担の原則」――教育は自助努力で受けるべきだ、国家や自治体に頼って教

育を受けるといふその考え方が間違いだ――という考え方がみられます。しかし今日まで教科書には「学制発布」の意味を「村に不学の戸無く、家に不学の人無からしめん」という前半の部分だけを紹介しています。もちろんこれは、大変すばらしいことです。封建社会から近代化をめざす、当初のスローガンとして、大衆を引きつける、一歩前進した大宣言だったわけですが、この部分だけが出てくる。ところが後半の部分に「従来は士人たるもの国家の費用で教育を受けるものと存念して、一切、私財をなげうって受けるという考え方が無かった。爾今以後、全ての者が教育を受けて、しかも、己れの為にするのだから、家財をなげうって教育を受ける覚悟をしなければならぬ」という宣言をしているのです。つまり「受益者負担」の原則です。そして、この原則を、終戦まで崩そうとしなかったわけです。

また、明治三十三年——翌年から、小学校を四年制から六年に延長しようという方針をたてたとき——に「就学猶余免除規定」というものを「小学令」の二三条に入れました。「左の者は就学免除又は猶余できる。一、瘋癲、不具廢疾……」当時は、精神障害をもった者は全て「瘋癲」、身体障害を持った者は全て「不具廢疾」で、こういう者は教育を免除してあげますというものです。「免除」という言葉で障害者の教育権を奪ったのです。基本的人權という点からみると全く逆なのですが、権力の方から「恩恵」として免除してあげるのだという規定にしているのです。また、二項目には「病弱者、發育不全の者は就学猶余できる」、第三項には「家庭貧困なる者の児童は前二項に同じ」という規定を入れてしまっています。

なぜこれらの規定があるのかといえば、国家目的が、男性であれば、優秀な兵隊に育てるが、身体障害者その他は兵隊になれないのだから、教育を受けさせる値打ちがないというものだからです。また、「貧乏人」の方は、授業料をおさめられないので自治体や国家の負担が大変だから、学校へは来なくてよろしいということです。

今日もなおこういう考え方がまだ十分に克服されていません。中産階級意識が一般化してくると、「教科書くらい自分で買ってやった方が大事にするんだ」——自分の物は

大事にするという私有財産思想——が出てきます。自前で、自助努力によって教育を受けさせようという考え方は、依然として根強くあるし、しかも、大衆もその考え方でいわれているという状況がまだあるわけです。

受益者負担の原則が適用されたときに、いちばん被害の集中するのは誰であるかという点、被差別部落の人々や女性にです。明治以後、「穢多・非人の称を廢する」という太政官布告によって、今度は「部落産業」にも新しい資本がどんどん参入してくる、そのために仕事を奪われて、困窮の状態が進んでくる。そこへ、女性差別の考え方が加わって、「部落の子だったら、女の子に教育なんていらないうい、教育を受けると口ばかり達者になって手が遅くなる」となります。その一方で、子供を学校へやれば必ずお金が要るのですが、貧乏人の場合には七歳か八歳になれば、子守り、走り使い、婢などの職業で子どもたちを労働力として使っていかなければ生きていけないという状況があります。その中で、学校へ子供をやることをあきらめざるを得ない人達が増えてくるのです。それで、多くの人達の教育権が奪われてきたのです。

教育を奪うということが、受益者負担の原則から来ることに気が付き、これを憲法の中に明確にしたのは、例えば、第一次大戦後のドイツで「ワイマール憲法」という、

進歩的だといわれる憲法の出来たときです。「経済原則は、万人の幸福を保障する為の営みであって、自分の個人的な利益だけを追求するのが目的ではない。裕福な者は貧しい者の為に金を出し合って教育を社会的な権利として保障していくことが第一の原則。ゆえに、教育は無償とする。高等教育でも、州や郡の自治体が、優秀な子弟の為に教育を保障していくという考え方を貫いていかなばならない」という確認が行なわれました。

「ワイマール憲法」は、ヒトラーによって踏みにじられました。「社会的正義の原則」を廢棄して、ドイツは、フアンジムの路線を走って戦争へと突入してしまいました。ナチの憲法蹂躪というものは、みごとに大衆の不満を組織して、その矛先をユダヤ人に向けていきながら、「民族の純血を守れ」というウルトラ・ナショナリズムを鼓吹して、戦争へとかりたてていったわけです。それと同様のことを、中曽根首相はやるうとしているのです。私達は、新しい憲法を採用して、その二六条に初めて「教育は無償とする」という原則をかかげました。これを、今度の「臨調」では、徹底的に「修正」して、受益者負担の原則に切りかえていこう、という方向をうち出してきているのですから、「臨調」・「行革」の路線というのは危険なことわざ、はつきりさせねばならないと思います。

「臨調」の「行政改革」に関する第三次答申（文教関係）を見ると、基本的な考え方として、一つは「生涯教育」を重視する。それに、「高等教育の質的充実」を重視する。しかも、あくまでもこれらを「自助努力」による、つまりは受益者負担の原則を貫く、といっています。また、教育のあり方としては、「画一性の是正」「多様化・自由化」といっているのですが、この「多様化」路線がどういふことをねらっているのか、明確にしておかねばなりません。このことについてはあとでふれることにしましょう。

さて、この七月半ばに「行革審」は中曽根首相にあて、来年度の予算編成上の「意見書」を提出しました。その「意見書の教育に関する項目を見ますと、五つのことを言っています。第一は、「教科書無償制度の廃止」です。これは、高知の長浜における解放運動が先鞭をつけ、全国に波及した教科書無償運動が獲得してきたものです。第二は、「私学助成の抑制」です。すべての子どもたちが公立の学校で無償の教育を受けることができるようにしてあげば問題はないわけですが、公立を限定しておいて、あとは私学に行けといって私学の方に振り分けられるわけです。私学の方へはむしろ貧乏人の子が振り分けられる。そしてそこでより多く金がかかるようになっていく。これは「社会権としての教育権」という観点からみると不平等であり差別

であるという主張に耳を傾けざるを得なくなり、公私の格差是正という立場に立って、私学に助成金を出そう、それも経常費の半額まで補助することにしよう。そういう方針に立って自民党も国民に約束し、「私学助成法」を成立させて実施してきたばかりのものなのです。これを凍結させようというのです。昨年からマイナス・シーリングでやってきています。

「行革審」意見書は第三に、「四〇人学級の凍結」を要求しています。世界中をみても小学校の小学級の人員を四〇人以上でやっているという国はもうフィリピン位のもです。ヨーロッパの国々やアメリカはもちろん、社会主義の国々も二五人から三五人位の間でやっています。日本は今や世界第二の生産大国などといって、これでは恥ずかしいではないかとのかねてからの日教組などの強い要求があつて、政府も四〇人学級は実行しますと約束してきたことなのです。これも当分はまかりならんと「行革審」はいうのです。

第四に、行革審は、「奨学金制度の改革」をいっています。これは一昨年度から言われていることですが、奨学金は世界のどの先進国をみても「貸しつけるもの」から「給付するもの」へと代わっているのです。それは進歩の方向です。ところが日本の政府はその流れに逆行して、貸しつ

け制度をさらに「有利子の返還制度」に切りかえよというのです。部落解放運動は「解放奨学金」を獲得するためにたたかってそれなりの成果をおさめてきました。この制度を部落外学生にも拡大してゆく方向こそが進歩の方向なのですが、「行革審」はむしろ反対に利子をつけて返還させる、銀行ローン方式に切り換えなさいといっているのです。

第五に、「行革審」は「給食費助成の縮減」をしないといっているのです。公的な施設で子どもたちに給食を実施する意味はいろいろありますが、成長ざかりの子にかたよりのない栄養をとらせる。しかも食事を共にすることによって仲間意識を育てるなどの重要さを確認しているからです。ところがこの給食費がかさんでくれば「受益者負担」の原則でその費用を親たちからとりたてれば、またもや、学校へ子どもをやれないと考える親たちがでてくるのです。それゆえに、給食費を無償とすることが必要になってくるのです。それが国からの給食費助成金の支出の意義なのです。これももう大幅にへらせというのが行革審の意見なのです。

以上のような五つの意見は、まさに、臨調、行革の路線の表明であつて、福祉・教育の切りすて路線といわれるのはそのことを指すのです。

ところが中曽根首相は、「行革審を尊重し、徹底して遂行する」という約束をしています。しかし、どうしても抵抗が大きいため、議会などあるいは、今までの、文部省の「中教審」（中央教育審議会）という制度では、この「行革」路線の抵抗を排して突破するための力が弱いので、内閣直属の「臨時教育審議会」を設けて、ちよとど、土光会長を宣伝しておいて「行革」路線がすつと通るような「下地」を作ったのと同じことを、「教育臨調」という形でやっていたころというのが第一のねらいです。そして、「下地」がつくられてしまつていきますから、今度できる「教育臨調」は、前述の路線でしか「改革」案を出せないので、今まで追い込まれているわけです。それで、「今の荒廃した教育をなんとか救済していく路線が敷かれるのではないか」という期待を国民が持つような方向をうち出した、というのが中曽根首相の第二のねらいです。このために、首相になると、すぐに「文化と教育に関する懇談会」という私的諮問機関をつくり、そこに報告を求めました。

二、「教育荒廃」の原因は何か、その責任は誰にあるのか

「文教懇」の報告書が三月二三日に発表されました。マス・コミはここ二、三年毎日のように「校内暴力」、「家

庭内暴力」、「非行」などについてキャンペーンをはってきました。政府はこの教育荒廃に立ち向かわざるをえなくなつた。だから中曽根首相が臨教審をつくるのは当然だと国民にアピールするのがこの「文教懇」の報告書なのです。

この文書は、いわゆる教育荒廃の原因は、「受験体制の教育の弊害、画一教育の弊害、社会風潮の問題、幼児期のしつけや家庭教育の問題」にあると指摘して、あたかも教師たちや、家庭の親たちに責任があるようなりあげ方をしています。

受験中心の教育の弊害の背景には、一九六三年の経済審議会の答申「高度経済成長にともなう人的能力開発計画」以来、文部省が徹底的に「能力主義」志向の教育をすすめ、教育内容を何もかも教えしかも早期からこれをやることを現場におしつけ、さらにその総仕上げともいふべき大学の共通一次試験の制度を国公立大学におしつけたことによるものです。

「画一教育の弊害」だつて、学習指導要領を官報に告示して、これは国家基準であり法的拘束力があると言ひ出したのは、自民党政府であり、文部省であつた。それが全国の国公私和学校すべてを拘束し、現場の自由とそのイニシアティブを圧殺して起つたものです。

「社会風潮の問題、幼児期のしつけや家庭教育の問題」などもあらかも自然発生的現象のように「文教懇」ではのべて、しかも親たちが悪いように言っているのですが、それも全く違います。

高度経済成長政策は人間をすべて経済的効率という観点でしかみない風潮をつくったのです。それは自然を破壊し、自然を人間から疎遠なものとし、人間と人間との関係もすべて金づくでしか考えられないようにし、人間疎外を徹底させてきたのです。日本の労働者は世界一働き過ぎるのです。年間の実労働時間を比較してみると、日本の労働者の平均が二、一六二時間でアメリカよりも約一ヶ月以上、西ドイツと比較してみると約二ヶ月以上も余計に働いていることになっています。父親たちも、ある部分では母親たちまで「夜の訪問者」と化してしまつて、家庭づくりのいとまもなく働かざるを得なくさせられているのです。その責任は政府と日本の資本家にあると言わざるを得ないのです。

このように「教育荒廃」の原因は全部自分達がまいた種だということ、何ら自己批判することなく、現象面を並べて、「教育は大変な状態になってるし国民も望んでいない。今、教育改革に手をつけないと誰もやらないだろう。中曽根さん、あなたが十分な力をもって、やるべきだ」と

いう報告書が「文教懇の報告書」なわけです。これを発表して多くの人達に見せると「やっぱり中曽根さんにやってもうより他にないんだらう」という世論が高まってくることを見越しているのです。

三、「臨教審」の目指す教育改革とは

「文教懇」のブレインの何人かがよつてつくつた「議会工作用の文書」なるものが二月六日付で二つ出されているのです。これらは、短いもので、非常にわかりやすく、彼らの考え方を述べてきています。社会党は当然、「教育臨調」には反対、共産党も反対、公明党や民社党も積極的な賛成ではないという状態で、何とかして、公明、民社あたりを抱き込んで、法案をすんなり通すための、戦術上の説得用の文書です。これをみると、非常にソフトなムードで「教育改革というのは二十世紀を担う子供を教育するのだから、未来を展望した原則を採用しなければならぬ。その為には(1)国際化の原則、(2)自由化の原則、(3)多様化の原則、(4)情報化の原則、(5)人格重視の原則」と並んでいきます。

「国際化」という言葉は、「日本は島国だ。外国の援助や外国との貿易・国交を抜きにして生存していく道はな

い」と考えると当然の原則です。ところが、中味をみると、背景には「一千カイリ・シーレーン戦略」というものがあるのです。つまり「一千カイリを越えて、中近東から石油を買わねば日本は生きていけない。危急の場合、シーレーンを防衛する力を持たねばならない。しかも、出先の商社マン達がむこうでひんしゅくをかうことがあってはならない。やはり、貿易がスムーズに進んで国際的な競争にうち勝てる能力を持った者を作らねばならない」という意図が、「国際化」の中にはこめられているのです。

それから「自由化」。これは「国公立というような、文部省が指揮監督するみだいな組織の中で画一的な行政をやっているから能率が上がらないのだから、全国の学校を分割し民営化させればいい。民営の中にはすばらしい成果をおさめている学校がいくつもあるではないか」という中味です。

こういう考え方は、「日本資本主義の危機」に直面しているブルジョア達が、最近の偏差値教育というのは必ずしも良くない、「共通一次」なんてものを始めてから学生の質がガタ落ちしたということを東大の教授達も指摘している。だからほとんど自由なとりくみを許して文部省の画一行政を突破していくような試みをさせた方がいいのだというふうな「多様化」が、国際競争力を増していくための絶

対条件だといっている、それです。しかし、これが果たして国民のためになるのでしょうか。

つまり、この路線は、受益者負担の原則を拡大していく方向で、実に有力な武器になるのです。私学助成を抑制するわけです。私学の方では、二年に一回ぐらいつつでも値上げをしないとやっけないようになって来て、だんだん、私学の授業料が膨大な量にふくらんでいく。今日、私立の医科大学に入学しようとする一千万円位要するといわれています。金のないものはあきらめています。「自由化」「多様化」は良いのかもしれませんが、それは、金の無い者はあきらめざるをえない。そうすれば、またもや、明治三三年のあの規定のような条件となるわけです。これは、「ワイマール憲法」がヒトラーに踏みこじられていった、あの経過と全く一致してきます。

「情報化」という原則をなぜかれらが掲げるのでしょうか。誰が情報手段をにぎるのかという問題をぬきにして、情報手段のオートメ化に合わせた労働力の養成を教育の中心の役割にしなければならぬというのが彼らの主張です。その背景の意図をかくして、極めてたくみに、「二十一世紀をめざす教育改革は情報化の視点を堅持しなければならぬ」と言っているのです。

第五の彼らのかかげる原則は「人格の重視の原則」で

す。「青少年の豊かな主体性、創造性のある個性的人間形成」をするのだという、最後に「また真の国際人は自らの国を愛し、そのすぐれた伝統的文化を身につけた人間でなければならぬ」といっています。この辺にちろっと「愛国心」をのぞかせて、これをあまり表面に出さないように気くばりしているのです。しかし、「臨教審」の答申をうたったあとの問題は、おそらくこれが中心にすえられてくるでしょう。

四、解放教育運動の立場からの批判を

わが国の敗戦後の教育改革の理念を、憲法と教育基本法に求め、それを一貫して追求しつづけてきたのは、日本教職員組合であるといっているでしょう。この日教組の運動を背面から支えて、しかもさらに徹底して「反差別、反戦」の教育の運動をすすめてきたのは、「同和」教育、部落解放教育の運動だと言っているではありません。

解放教育は、戦後の部落解放運動の一環として追求され、わが国の民主主義教育の内容を豊かにしてきたのであります。それをおおまかにまとめれば次のようになるのです。

第一にあげられるのは、教育条件の整備と改善のたたか

支給や保育料の減免のたたかきもその一環としてかちとられてきたのです。

国際人権規約の「A規約」の一三条の二のB・Cという項をみますと「中等教育並びに高等教育も漸進的に無償とすることによってすべてのものに等しく開放すべからなければならない」と規定しています。この条項に日本政府は批准に際して保留条件を付したのです。教育を無償とするという原則は、教育を受ける権利を「社会権」として考えるところからでてくる当然の帰結なのです。この条項を承認しないわが国の政府は、いまだに教育を「自由権」としてしか認識していないのです。教育反動はそこから起こってくるのです。

今回の教育臨調は、一番はじめに申し上げたように、臨調・行革の路線の上で教育改革をといっているのですから、その改革がろくなものになる筈がないのです。

世界の趨勢からみても、教育を無償化する方向でなければ、社会権としての教育権というものはいつ奪われるかわからないのです。一定の基準を持っていて、それを全ての子供に開放していくというのが、人権の考え方からすれば当然のやり方なんです。金も出さずに統制だけしようとしてきたから「画一化」が目立ってきて、様々な困難が渦巻いているのに、それを隠して「悪いのは親と教師」「だ

いです。これは奪われたものを奪うことと意味づけられてきたのです。このなかに、①教育機会の均等のたたかい、②教育・保育の無償化のたたかい、③地域改善の仕事と教育の結合のたたかいなどがあげられます。

奪い返す。たたかいというのは、何も解放運動の専断特許ではありません。外国にもこれと同じ種類の運動がいくつもあります。たとえば、イタリアの一九七二年の保育法の成立のための運動がそれです。イタリアの婦人同盟が中心となって保育所の全国網を実現した法の成立のためのたたかいなのです。このとき婦人同盟のスローガンは「ストラッパーレ」(奪い取る)だったのです。イタリア労働総同盟も、社会党も共産党もこれに協力し、法案が議会で通過するか否決されるかという土壇場には、ローマにむけて各地から特別列車をしたた婦人労働者と男子労働者が二十万人も集まって集会をしデモをして、ついに通過させたというのです。

右のような運動があったから、「あらゆる形態の女性差別撤廃条約」(一九七九年二月)には、「国中のいたるところに保育所網をはりめぐらすこと」が女性差別をなくしてゆくための重要な条件だと規定しているのです。

解放教育運動は、教育の無償化をも要求しつづけてきました。教科書無償のたたかきもそうですし、入学支度金の

たい、日教組なんかに結集して『教師は労働者』だなんて言ってる連中が教育を悪くしてきたんだ」「親が、子供を放り出して働きに行って、人様に育てさせることはかり考えて自分の任務を果たそうとしないから、子供達が悪くなったんだ」という、親と教師への攻撃を盛んにけしかけて、彼らの路線で「教育改革」をしていこう、というのが彼らの考え方です。

日本のブルジョアの代表といわれている松下幸之助さんの「京都座会」が、「臨調」がいよいよ日程に上ってきた段階で「試案」を発表しました。(一九八四・三・一三)「教育臨調」という形で赤字削減を考えている政府ブレイン達と日本のブルジョアジーの間に、若干の意見の相違があるようです。「京都座会」は、それに弾を撃ち込むような形で、タイムリーに、自分達資本家側の意見をぶつけたというこのようです。

彼らの出した意見をみても、やはり、「多様化」「自由化」その他が全部出てきます。例えば、一つめに上げられているのは「学校の設立を容易にして、多様化すること」という提言です。これは、文部省の「許認可制」のために、学校をつくりにくいことが問題である。自由につくらせて、競争の原理で生き残った学校が、優秀、つまり、二十一世紀をリードする人材を育て、国民から信頼をうけて

いくような学校なのだから資本の活力を導入せよということ。また、二つめには「通学区制限を大幅に緩和すること」という提言です。解放運動では「越境反対」ということをずいぶん言って糾弾の対象にしてみました。これこそが差別ではないか、というわけです。しかし、越境をただ、とめればいいのかというと、そのみではだめだろう。戻ってきた子供達が、「戻ってきて良かった」と思えるような「いい学校」にしておかねばならないだろう、そうしなければ、差別の再生産になってしまう、というのが解放教育の考え方です。私達がいま、考えていかなければならないことは、「いい学校」とは、どういう学校を意味するのか、ということ。 「教育臨調」のいうそれは、ほとんどパソコンなどを導入して、「二十世紀をめざす」とかいつているような学校でしょう。しかし、今の公立校がそんな学校になれるか、というと、できない。それも、受益者負担でやっていったとしたら、できる学校とできない学校とがあるでしょう。そしてまた、格差が開く。そういう条件を作ってしまうから、教育の荒廃は更に進むでしょう。

「パソコンを入れる、いいじゃないか」と思いかもしれませんが、それを誰が入れるか。つまり、父兄の負担で入れることのできる学校だけが超モダンな高価な教育機器を

設備できる、ということ。だから、こういう路線というのは問題なのです。

第二に、解放教育の運動は「地域に教育の自治集団を確立する」ことを確認してきています。保母さんに子供を預けてそれで終わりというのではなくて、二十四時間の生活を組織していくという方針から、保母と親とが連帯して、共同子育てという形をとらなければならぬ。そのときに一番大事な原則は、教師や保育者が差別の実態から深く学ぶということ。主眼に力を合わせていく、という方針を立てること。できれば、地域で教育を守る自治集団は作れないと言ってきました。

第三に、「自己の社会的立場を確認すること」が、教育の中で一番大切です。解放を担う主体を強化することで、我々の自覚が鮮明に浮き上がってこなければならぬし、そこで初めて、自己教育への出発ができるのです。教育というのは誰かに教えてもらうことではなく、自ら学んでいくのです。仲間同士の相互の交流によって啓発しあうのです。運動がお互いをきたえ、学習の主体を強めてくれるのです。「狭山問題」にとり組むことによってどれだけ自覚が高まったか、それははかり知れないほどのものがあります。

臨調・行革に反対し、教育臨調を阻止するためにそれぞ

れが地域でどれだけ多くの住民をまきこんで運動に立ち上げられるか、そして教育臨調がおそらく提起してくるであろう反動性のみぬける住民がどれだけ多く組織できるのか、その辺が今後の勝負のわかれ路になってゆくであります。

第四に解放教育運動は、反差別の諸集団と連帯して、共同闘争をすすめてきました。在日朝鮮人・韓国人の保育と教育とを自らの課題にしなければならぬと言って実行しはじめています。また障害児の親の会なども連帯し、その保育と教育の確立のためにもたかたかしてきました。女性差別克服のための保育・教育の重要な視点は何かにも重要な関心をもち、運動のなかに位置づけてきたのです。労働組合との共同も進んできています。この運動がすすむときわが国の労働者の階級的観点はさらに明確になってゆくであります。

第五に、解放教育運動は、国際的な反戦・反差別の運動と連帯してきました。世界中の反戦・反核の運動と結合して、平和教育・保育の内容の創造もしています。国際連合の提起しつづけてきた「国際年」にも重大な関心をもって、その視点を教育・保育の運動につなげているのです。

国益優先の考え方、つまりナショナリズムがますます一方で首をもたげてきています。それは、資本主義の全般的

危機と結びついているのです。社会主義国とくにソヴェトを仮想敵として武力によって、または武器の製造をふやすことによってこの危機をのりきろうとしているのです。しかも資本主義国間の競争も一方で激化しつつも食うか食われるかという危険を目の前に行っているものだから国内の矛盾はどうしても高まります。それを教育によってのり切ろうとするねらいが今度の臨時教育審議会の提案という形にもなっております。

われわれの側で現状の教育に全く満足しているのかといえば、そうではありません。われわれの解放教育運動はたえず現状の教育または文部省の管理の方向に反対をしてきました。ですから、解放教育の観点に立って、現状の教育批判と正しい改革の方向を打ち出さねばならないと思うのです。

われわれの側が改革をすすめるための原則は、

第一に教育・保育の無償化の原則です。

第二は平和と国際連帯の原則。

第三は子どもの主体を最大限に尊重する原則。

第四は教育改革への国民の参加をうながす原則です。

とくに、われわれは、地域教育改革の主体となる集団の形成を目標しなければなりません。しかもそのような地域の教育改革の主体には、従来、差別によって教育権

を奪われてきたものの代表として、解放同盟、障害者団体の代表、女性の代表とくに働く女性の代表、在日朝鮮人・韓国人の代表、労働組合の代表などがどうしても参加するよう、そして充分に意見が出しつくせるように配慮してゆくことが非常に大事であります。

以上で私の話を終わります。ご静聴ありがとうございます。

(一九八四年七月 関西大学教授)